

番 号	12 請願第 3 号 ( 文教付託 )
受理年月日	平成 1 2 年 2 月 2 5 日
件 名	日の丸・君が代を強制しないよう求めることについて
提 出 者	西東京平和遺族会 覚本 雅治
紹介議員	嶋崎 英治、岩田 康男、伊沢 桂子
要 旨	
<p>私たち西東京平和遺族会は、1987 年、東京の西部地域において戦没者遺族を中心として結成され、平和のために活動を続けている団体です。現在、北海道から沖縄まで 14 の平和遺族会の仲間と共に平和遺族会全国連絡会を結成し、全国的な活動を共にしています。その結成の原点は以下のようなものです。</p> <p>「私たちは、愛する肉親をアジア・太平洋地域の戦場で失い、その悲しみを秘めて戦後を生きてきました。愛する肉親は再びなつかしい故郷に帰ってくることはなかったのです。帰ってきても、弱り果てた肉体は死を迎えることになりました。</p> <p>しかし私たちは戦争の罪悪を痛感するにつれ、複雑な思いに包まれました。私たちの肉親を奪ったあの戦争は、アジアの国々の平和をおびやかし、民衆の生活を破壊し、2000 万を上回る生命を奪った侵略戦争だったのです。私たちは息子、夫、兄弟、父の死を『意義ある死』として、自分自身を慰めることもできなかったのです。</p> <p>私たちは戦没者遺族であるからこそ、誰よりも強く平和を求めます。私たちはもう二度とアジアの人々を敵視し、平然と何の罪もない民衆を殺すようなことをしてはならないと思います。私たちは、戦争の悲劇を味わったものとして、日本の政府が再び戦争の惨禍をもたらすことがないように最善の努力を払いたいと願います。そうすることが、私たちの肉親の悲しくも空しい不条理な死とアジアの人々の無念の死を無駄にせず、意義あるものとする唯一つの道だからです。」( 1986 年 7 月 7 日、平和遺族会全国連絡会 結成宣言 より抜粋 )</p> <p>これによって、私たちの願いは十分にご理解をいただけたと思います。</p> <p>「国旗・国歌」法は、成立の前後から、その影響をあちこちに与えています。大相撲の優勝外国人力士に NHK アナウンサーが「君が代を歌うよう」求め、話題になり</p>	

ました。岐阜県知事は「国旗、国歌を尊敬できない人は日本国籍を返上してほしい」と暴言。また教員採用試験の面接の際、受験者に対して「日の丸・君が代をどう指導するか」との質問があった等々。法で決まったから当然だと言うのでしょうか。

しかし、ちょっと待ってください。

アジア・太平洋戦争の日本側のシンボルであった「日の丸・君が代」に対し時、遺族が否応なしに向かい合わざるを得ない記憶、ぬぐい去ることのできない感情を、議員の皆様にも想像し、理解していただくことは決して困難なことではないはずです。

そしてそのことは、戦没者遺族にとどまらない、我が国の歴史と将来に関心を寄せる市民に少なからず共有されてきた、揺るがせにできない思いでもあります。

アジア各国の犠牲者遺族にとってそれはもっと強いものに違いありません。

それらが法案の国会通過によって癒され氷解したとは到底言えません。むしろこのままでは逆の結果を招いてしまいます。

「愛国心」などと言われますが、それは、強制的指導や命令によって生じるものではないはずです。その国が、誰にとっても安心して住みやすい、生きて生活し続けるのが楽しい社会であるときに、愛国心は人々の心に自然に湧き出してくるもので、そうならば、自国の在り方を誇り、自国の文化を大切に、良い国を保持するために努力をしたくなるはずです。愛や尊敬は、命令で育つものでは絶対にありません。

それに値する実態ができているときに、子どもたちは喜んで自国を愛し、その国で大人になることに誇りと希望をもって学習に取り組もうとしはじめるのです。実態のない形ばかりの敬礼や斉唱の強制を目指す力は、強権で人々を服従させ、特定の権威や利益団体に都合のよい強いもの勝ちの国家に、国民を利用していると考えられてもしかたありません。

教育委員会は、国政にあわせて国民を教育・管理するのが役割ではなく、子ども一人ひとりの多様性をのばし尊重する教育が行われるように支援するのが役割のはずです。

3月、4月は三鷹市の公立小中学校で、卒業式、入学式があり、学校現場での日の丸・君が代の扱いに関して、教育委員会の介入が行われる可能性が考えられます。貴議会が以上のような趣旨をご理解いただき、下記事項について、ご検討いただけますようお願いいたします。

## 記

- 1．日の丸・君が代の扱いについて、各公立小中学校の判断に任せ、独自性を尊重し、強制しないこと。
- 2．公立小中学校における卒業式・入学式を児童・生徒の自主性を尊重できる形式とすること。
- 3．日の丸・君が代をめぐる公立小中学校教職員の言動について、処分や不当配転の対象としないこと。